

2022年9月10日

～毎月10日は人権を考える日～

高齢者の人権を守る

厚生労働省や世界保健機関(WHO)の定義では、65歳以上の人を高齢者としています。西条市では、人口に占める65歳以上の方の割合が、約32%となっています。我が国では、平均寿命の伸びや少子化を背景に、高齢化が進行しています。今後も高齢者の割合は増加の一途で、高齢化はさらに進展していきます。

超高齢化社会の中で、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否されたり、また、地域からの孤立、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法の被害者となる事例や高齢者虐待が後を絶ちません。地域社会や家族関係が大きく変容する中で、今後ますます深刻化が予想される問題です。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」には、次のような内容を「高齢者虐待」と定めています。

- 1 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護を著しく怠ること。
- 3 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 5 高齢者の財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること。

このような虐待を受ける方の中には元気そうで何の問題も抱えていないように見える方もいますが、実際には認知症を患っていたり、介護や支援が必要だったりするケースが多く、認知症や高齢者に対して正しく理解することが重要です。

虐待の要因は様々なケースがありますが、家庭内で起きる虐待では主に介護する人の負担やストレスが虐待につながる大きな要因となるため、適切な介護サービスを利用することや窓口への相談など、介護する人の負担軽減を図ることが必要です。

高齢者の権利が不当に侵害されることがないようにするためにはどうすればいいでしょうか。介護者をはじめとして周りの人々がこれまでその方が果たしてきた家庭や社会への務めや貢献を正當に評価し、敬意を払うこと、また、年齢で決めつけるのではなく、一人ひとりの多様性を認め合い、社会を構成する一員として尊重され、個人の尊厳と生きがいをもって、その人がその人らしく自立し、充実した生涯を送ることができるようになることが大切です。

人はだれでも、人として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。これは子どもから高齢者まで、すべての人に与えられた権利です。